

八郎湖アオコ対応マニュアル

秋田県八郎湖環境対策室

第1 目的

八郎湖環境対策室（以下「対策室」という）が、八郎湖及び八郎湖の流入河川におけるアオコの発生状況を確認し、その状況に応じて、関係機関等への円滑な情報伝達と周知を行うとともに、必要な対策を実施することを目的とする。

第2 アオコ発生状況の分類

- 1 対策室は、アオコの発生状況について、「見た目アオコ指標」により、レベル0～6に分類する。
- 2 アオコの発生状況が、レベル5以上で広範囲かつ継続して発生した場合を「アオコの異常発生」とする。

第3 アオコ発生状況の確認等

1 アオコ常時監視システム

対策室は、6月から10月の間、アオコ常時監視システムにより、八郎湖岸6地点（小深見川河口、天王大崎、馬踏川河口、馬場目川河口、真坂、野石橋）におけるアオコ発生状況を確認し、必要に応じて職員による現地調査を行うものとする。

2 定期調査

対策室は、6月から10月の間の毎週月・水・金曜日等に、八郎湖湖岸4地点（馬踏川大橋（河口）、飯塚排水機場、大湍橋（漁協前）及び塩口水路河口）におけるアオコ発生状況を調査するものとする。

調査は、八郎湖増殖漁業協同組合（以下「漁協」という。）への委託により行うものとし、漁協は、調査結果を当日の午前10時頃までに、FAXにより対策室へ報告するものとする。

3 直営による現地調査

対策室は、定期調査によりレベル4以上のアオコの発生が確認された場合、漁協から詳細状況を聴取するとともに、必要に応じて職員による現地調査を行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、山本・秋田地域振興局福祉環境部環境指導課または市町村へ現地調査を依頼するものとする。

八郎湖内の現地調査においては、天候、風波の状況、アオコ発生の範囲、臭気などを確認するものとし、河川の現地調査においては、前記のほか、アオコの遡上状況等も確認するものとする。

4 住民等からの通報等

対策室は、住民等から直接、アオコ発生情報や苦情を受け付け、早急な対応が必要と判断した場合は、山本・秋田地域振興局福祉環境部環境指導課及び市町村に連絡し、アオコ発生状況の現地確認を依頼するとともに、速やかに職員による現地調査を行うものとする。

また、山本・秋田地域振興局福祉環境部環境指導課及び市町村が住民等からアオコ発生

情報や苦情を受け付け、早急な対応が必要と判断される場合は、速やかに同所属職員による現地確認を行うとともに、対策室へ詳細状況を報告するものとする。対策室は、必要に応じて現地調査を行うものとする。

休日及び夜間に住民等から総合防災課に一報が入った場合、総合防災課は、対室企画・計画推進チームリーダーへ連絡するものとする。

第4 アオコ遡上防止用フェンスによる対策

対策室は、流入河川河口付近において概ねレベル2以上となり、アオコが住宅地付近まで遡上するおそれがある場合は、当該市町にアオコ遡上防止用フェンスの設置要請と貸し出しを行うものとする。

なお、馬場目川については、八郎潟町がフェンス（長さ20m×4張り）の設置管理を行うほか、通船工管理も行うものとする。

○ 対策室所有フェンス 19張り

第5 放水等による対策

市町村は必要に応じて、上流部にあるため池や頭首工を管理する機関と連携し、河川内に停滞しているアオコを対象施設の機能を活用して流下させる対策を講じるものとする。

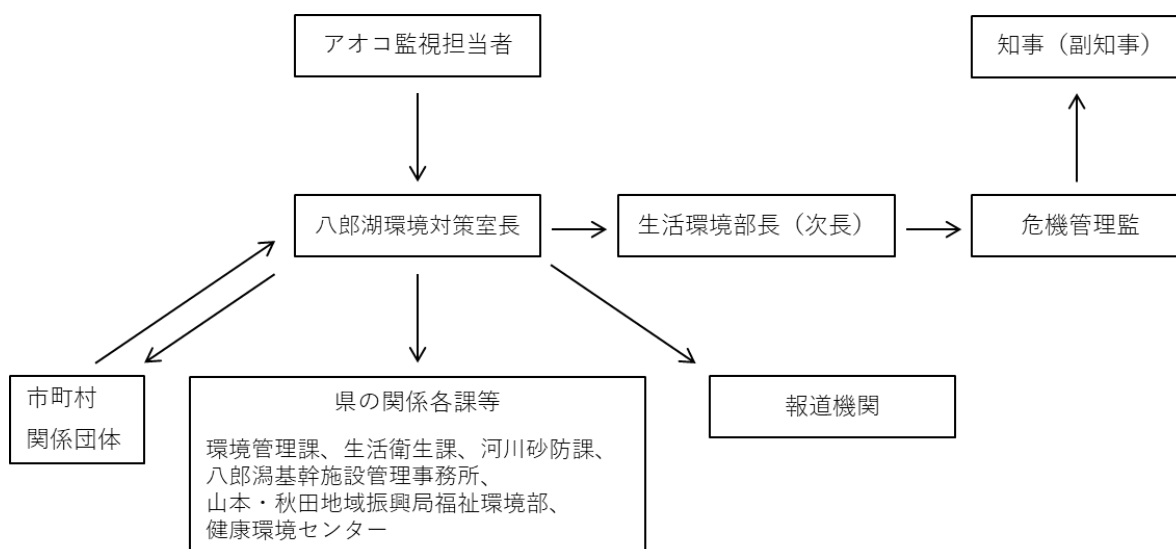
また、対策室は、市町村等と連携し、揚水ポンプにより河川表面の腐敗したアオコに散水するなど、悪臭等の被害の軽減を図るものとする。

第6 「アオコの異常発生」時の連絡体制

対策室は、「アオコの異常発生」時には、下記の連絡体制により、情報の伝達を行うものとする。

また、気象条件その他の状況から、「アオコの異常発生」へとつながる可能性があると判断した場合、山本・秋田地域振興局福祉環境部環境指導課及び市町村へその旨を伝え、注意喚起するとともに、必要に応じて、報道機関へも情報提供するものとする。

<アオコの異常発生時の連絡体制>



第7 アオコ発生状況の公表等

1 確認結果等の公表

対策室は、アオコ発生状況の確認結果について、6月からアオコ発生が収束するまでの間、美の国あきたネットの対策室サイトに掲載するものとする。

この場合において、データの更新は、概ね毎週金曜日に行うものとする。

2 「アオコの異常発生」時の公表等

対策室は、市町村及び県の関係各課等へ異常発生の状況等に関する情報提供を行うとともに、美の国あきたネットの新着情報により県民へ公表するものとする。

また、報道機関への公表は、記者クラブへの資料提供により行うものとする。

第8 水質調査の実施

アオコによる住民への被害（悪臭、漁業被害など）が発生した場合には、必要に応じて水質調査を行い、水質データを把握しておくものとする。

アオコ発生時の水質調査は委託分析機関により行うほか、緊急時には、健康環境センターに依頼して実施するものとする。

（策定：平成22年12月 最終更新：令和6年6月25日）

対応フロー図

